

# FINANCIAL INSTRUMENTS NEWSLETTER

Issue 23, May 2015



*cutting through complexity*

「IASBは、進行中の2つの金融商品プロジェクトを進める計画の概要をまとめ、歓迎すべき進展を果たした。しかし、これらのトピックは複雑であり、今後すべきことが多くあることを意味する。」

KPMGグローバル  
IFRS金融商品リーダー  
Chris Spall

あずさ監査法人



## 金融商品プロジェクトの動向

本ニュースレターは、2015年5月における金融商品プロジェクトに関するIASBの審議の概要を解説しています。

5月の会議において、IASBはマクロヘッジ会計プロジェクト及び資本の特徴を有する金融商品の今後の方向性について審議を行い、大きな進展があった。

### 概要

#### マクロヘッジ会計

- プロジェクトの最初のステップは、認識及び測定の規定について検討する前に、利害関係者が必要とする情報を特定することである。
- プロジェクトでは、動的金利リスク管理を優先させる。
- 専門家諮問委員会(expert advisory panel)は、プロジェクトの後期に設立される予定である。

#### 資本の特徴を有する金融商品

- IASBは、負債と資本の区別における概念上の課題及び適用上の課題について審議した。
- 初めに、プロジェクトでは、このような課題を生じさせる請求権の特徴を特定する。
- その後、IAS第32号「金融商品：表示」の改訂、あるいは負債または資本の定義の修正も含めて、取りうる解決策を検討する。

# 2つのプロジェクトの始動

## これまでの経緯

### 【マクロヘッジの会計処理】

現行のIFRS(具体的には、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第9号「金融商品」)は、マクロヘッジの会計モデルを提供しているものの、企業が一般的な動的リスク管理活動の一部を反映する能力を制限するような制約が含まれている。さらに、それらのモデルの一部は、金利リスクの管理のみに対応するもので、その他の種類のリスクには対応しない。動的リスク管理活動の広範な利用を反映する会計モデルがなければ、このような活動を財務諸表上で忠実に表現することが困難となりうるとの主張がある。

このような問題に対処するため、IASBは、2014年4月、プロジェクトにおいて最初のデュー・プロセス資料となるディスカッション・ペーパー「DP/2014/1 動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」(以下、「DP」という)を公表した。DPでは、マクロヘッジ会計のアプローチの1つとなりうる「ポートフォリオ再評価アプローチ(portfolio revaluation approach, PRA)」を提案している。これは、企業の管理対象エクスポージャーを特定し、管理対象リスクの変動に対応して再測定するものである。このプロジェクトには根本的な会計上の論点が含まれており、現行のヘッジ会計モデルの単なる修正ではないため、IASBは直ちに公開草案の公表手続きには入らなかった。KPMGの出版物「[IFRS最新提案の解説：動的リスク管理の会計処理\(ディスカッション・ペーパーDP/2014/1\) \(New on the Horizon: Accounting for dynamic risk management activities\)](#)」は、このディスカッション・ペーパーに関する詳細な分析を提供している。

### 【資本の特徴を有する金融商品】

IAS第32号には、負債と資本に金融商品を分類する規定が含まれている。この二元論的な分類規定を資本の特徴を有する多くの金融商品に適用した場合、重要な実務上の論点が生じる(ここでは、例えば、償還可能でない、裁量による配当が支払われるような典型的な普通株式は除く)。過去において、IFRS解釈指針委員会にはこの分野に関する複数の質問が寄せられたが、一部のケースは結論に至らなかった。IFRS解釈指針委員会が認知した論点は、IFRSの基礎的な概念の検討を要するため、それら一部の論点をIASBに委ねた。

IASBは2008年にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を公表した。しかし、リソースの問題により、IASBはこのトピックに関する公開草案を公表することができず、プロジェクトは中断した。その後、IASBは「財務報告に関する概念フレームワーク」プロジェクトの一環で一部の課題について審議した。

2014年10月、IASBは、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトを再開し、プロジェクトを2つ(分類、ならびに表示及び開示)に分けることを決定した。IASBはまた、プロジェクトにより概念フレームワークの負債と資本の定義が修正される可能性があることも述べた。IASBは、2015年5月まで、公式にはこのプロジェクトの再検討を行わなかった。

# マクロヘッジ:プロジェクトの再開

IASBは、マクロヘッジ  
プロジェクトの方向性  
について合意した

## 【問題の所在】

2014年4月のDPIについて、何人かの回答者が財務報告と動的リスク管理活動を合致させることは困難だと認識したものの、回答者は概ねマクロヘッジプロジェクトを支持した。

このように全般的に支持されたものの、IASBは、プロジェクトの目的に対する見解では重要な相違点があることを特定した。多くの回答者はプロジェクトの目的が不明確であると考え、また異なる利害関係者グループはあるべき目的について異なる見解を有しているようだった。

## 財務諸表作成者は、会計上のミスマッチに対処することを要望

寄せられたフィードバックによると、財務諸表作成者は、財務諸表における動的リスク管理活動の透明な描写が本プロジェクトの優先事項であるとは考えなかつた。

その代わりに、会計上のミスマッチに対処することを目的とするプロジェクトを支持しているようだった。企業の動的リスク管理活動及びその手法の多様性を考慮すると、単一の会計アプローチの開発は極めて困難である。

財務諸表作成者はまた、PRAは、公正価値ヘッジ会計及びキャッシュフロー・ヘッジ会計並びに公正価値オプションと並ぶ1つのメカニズムであり、動的リスク管理活動を最大限に反映するための柔軟性を企業に与える仕組みであると考えた。

## 財務諸表利用者は動的リスク管理活動のより高い透明性を支持

財務諸表利用者は、プロジェクトとPRAの概念を概ね支持した。彼らは、現行のIFRSでは動的リスク管理活動に関する十分な情報が提供されていないとの主張に基づき、これが財務報告と動的リスク管理活動とをより合致させるための第一歩になると考えた。正味の金利収益は、財務諸表利用者が銀行の経営成績を理解するための重要な要素である。また、フィードバックにおいて、財務諸表利用者は、動的リスク管理活動の全体像を把握するために、何がヘッジされて、何がヘッジされないのか両方の検討が必要であると述べた。

ただし、以下の事項については合意に至らなかつた。

- 動的リスク管理活動に関する情報を表示する「場所」(すなわち、純損益、その他の包括利益または財務諸表注記における開示)
- 情報を表示する「方法」(すなわち、PRAによる認識及び測定をせずに開示を行うことは適切か?)

## 規制当局の分かれる見解

規制当局の回答は、上記の財務諸表作成者と利用者が示した見解の融合を示していた。したがって、規制当局は、相反する見解の間のバランスを取るべきだと提案した。

プロジェクトの最初の  
ステップは、認識及び  
測定の規定について  
検討する前に、利害  
関係者が必要とする  
情報を特定すること  
である

## 【IASBスタッフの提案】

スタッフは以下の事項を指摘した。

- 財務諸表利用者は、財務諸表において動的リスク管理活動に関して現在提供されている情報の明確性が欠如していることを強調した。
- 財務諸表作成者は、IFRS第7号「金融商品：開示」に基づく現行の開示規定は必ずしも動的リスク管理活動を反映しないと考えた。

## IASBは、動的金利リスク管理の検討を優先させる

これらの事項に関する回答者のフィードバックに相違が少なかったこと、及びこれらの事項が重要であることを考慮して、スタッフはIASBがまず必要とされる情報を特定し、その後、これらのニーズに対処する一貫した一連の提案を導き出すために認識及び測定の規定を検討することを提案した。これによって、IASBは他の分野の多様な見解に対処するための最善の方法を、より柔軟に検討することが可能となる。

また、スタッフは以下の事項についてもIASBに提案した。

- 動的金利リスク管理の検討を優先し、他のリスクはプロジェクトの後期に検討する。
  - IASBの審議をサポートするための「専門家諮問委員会」をプロジェクトの後期に設立する。
- 

### 【IASBの決定事項】

IASBはスタッフの提案に合意した。一部のボード・メンバーは以下の点を強調した。

- このプロジェクトは「開示に限定した」ものではない。認識及び測定の規定を検討せずにプロジェクトを完了させることはできない(例:要求払いコア預金の開示は、その測定方法を検討せずにを行うことはできない)。
  - プロジェクトにおける金利リスクの分析が完了した時点で、IASBは他のリスクへの分析結果の適用について審議する。
  - IASBは、DPIに対して寄せられた広範囲のコメントを絞り込む必要があるため、専門家諮問委員会の設置を早急に行うべきではない。IASBは委員会のメンバーに要求される適格性や、委員会が審議する論点について明確化しなければならない。
-

# 資本の特徴を有する金融商品： プロジェクトの本格的な開始

初めに、プロジェクトでは、負債と資本の区別に課題を生じさせる請求権の特徴を特定する。その後、IAS第32号の改訂や負債または資本の定義の修正も含めて、取りうる解決策を検討する

二元論的な分類モデルは、特定の請求権の特徴をどのように会計処理するかについて、根本的な疑問を生じさせている

## 【問題の所在】

金融商品を負債として分類するかまたは資本として分類するかは、金融商品の貸借対照表上の表示、測定、及び企業の経営成績への作用の仕方に大きな影響を及ぼす。

しかし、金融商品の複雑性が増しており、負債と資本の区別は困難になっている。

## 【スタッフが特定した課題】

スタッフは、課題を概念上の課題と適用上の課題の2つの分野に分けるべきであると提案し、これを区別することにより、プロジェクトの範囲の決定に役立つとした。概念上の課題に対処するためには、IAS第32号の改訂及び(または)概念フレームワークの修正が必要となる可能性がある。しかし、IAS第32号の適用上の課題に対処するためには、IAS第32号の改訂のみが必要となる可能性がある。

スタッフはまた、様々な財務諸表利用者グループ、法域及び企業が直面しうる論点を検討した。

### 概念上の課題

負債と資本の区別に関する論理的根拠、及びその区別に用いたアプローチに関連する課題が存在する。スタッフは、これらの課題が以下の事項の相互関係から生じるものであると考えている。

- 企業に対する請求権(claims)の経済的な性質
- 請求権を負債または資本に分類することによる財務報告における2つの異なる結果

金融革新や投資家ニーズの高まりによって、様々な種類の契約が生じた。これらの契約には、企業のキャッシュ・インフローの金額、時期及び不確実性を、それぞれの請求権によって異なる方法で分配する特性(または特徴)を有するものが含まれる。

また、負債と資本とを区別することによって、以下のような財務報告上の重要な差異が生じる。

	負債	資本
財政状態	貸借対照表上の異なる表示	
測定	特定の事後測定に関する規定が適用される(例:償却原価または公正価値)。	通常、総資産及び負債合計の変動が反映される。
経営成績	負債の帳簿価額の変動(すなわち、収益及び費用)は、企業の経営成績に含まれられる。	資本の変動は企業の経営成績に含まれない。
開示または表示	それぞれの区分及び開示の規定が適用される。	通常、1つの大きな同種のクラスとして扱われ、資本性金融商品の異なるクラス間における重要な差異は考慮されない。

スタッフは以下の取引の例を用いて、概念上の課題を説明している。

取引	概念上の課題
非支配持分に対する売建 プット・オプション(NCIプット)	<p><b>問題の所在</b></p> <p>このような取引では、取引相手(非支配持分の株主)のオプション行使時に、企業が現金と引換えに子会社株式を買い戻さなければならない。</p> <p>この例においては、引き渡す現金の金額は裏付となる株式の公正価値と等しく、また、オプションは保有者が要求すれば永久的に行使可能である。</p> <p>現金を引き渡す義務は、債券の義務に類似している。ただし、引き渡す現金の金額は、裏付となる株式の価値に等しいため、NCIプットのリターン(及び当該リターンに係るリスク)は、普通株式のリターン(及びリスク)に類似している。</p> <p><b>概念上の課題</b></p> <p>NCIプットが負債に分類された場合、当該NCIプットは負債である債券に類似する方法で測定され、関連する収益または費用は、純損益に含まれる。これは、普通株式及びそのリターンの会計処理と整合しない(すなわち、普通株式のリターンは、純損益に影響を与えない)。</p> <p>一方、NCIプットが資本に分類された場合、当該NCIプットは普通株式に類似する方法で会計処理される。ただし、これは以下の点との不整合をきたす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金を引き渡す義務(すなわち、金融負債)を測定する方法</li> <li>● その義務に係る収益または費用の会計処理(すなわち、負債に係るリターンは、純損益に含まれる)</li> </ul>
条件付転換社債	<p><b>問題の所在</b></p> <p>このような金融商品では、企業のオプションで裁量による利息が支払われ、企業がTier 1の資本比率を下回った場合に、強制的に可変数の企業自身の株式と交換される。転換時に引き渡される株式の価値は、請求権の額面相当額である。</p> <p>これらの金融商品は、企業が清算されるまで現金を引き渡す義務がなく、普通株式に類似する特性である。しかし、企業の経営成績とは関係のないリターン(すなわち、固定額の貨幣)が約束されるため、ゼロ・クーポン債(金融負債)に類似している。</p> <p><b>概念上の課題</b></p> <p>可変数の株式を引き渡す義務を資本に分類することは、普通株式及び当該リターンの会計処理に類似する。ただし、これは以下の点との不整合をきたす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融負債を測定する方法</li> <li>● 当該金融商品に係る収益または費用の会計処理</li> </ul> <p>一方、当該金融商品が負債に分類された場合は、当該商品は負債である債券に類似する方法で測定され、関連する収益または費用は、純損益に含まれる。ただし、これは、普通株式及びそのリターンの会計処理と整合しない。</p>

## 適用上の課題は、通常、IAS第32号の規定の整合性、網羅性及び明瞭性に関連している

スタッフは、負債と資本の二元論的な分類では、上記取引におけるすべての類似点と差異を伝えることはできないとして、これらの分類規定を再検討する必要性があることを主張した。

### 適用上の課題

特定の種類の金融商品に対してIAS第32号の規定を適用することにより課題が生じる可能性がある。これらの課題は通常、IAS第32号の規定の整合性、網羅性及び明瞭性に関連しており、費用と便益のバランス、実務上の簡便法及び例外事項の妥当性に関連している。

スタッフが特定した主な適用上の課題には、以下の事項が含まれている。

- 企業自身の資本に関するデリバティブに固定対固定の条件を適用すること(特に、外貨建転換社債)。
- 企業が自身の資本性金融商品を購入する義務が含まれるデリバティブ(例:NCIプット)について、「総額」の負債を認識する規定を適用すること。
- 負債と資本の区別に、法的要件(または法規制)によりもたらされた特性を検討する必要性。一部のケースでは、契約上の義務と法的義務を区別することが困難な可能性もある(例:強制的公開買付け、転換特性が規制によりもたらされる一部の条件付転換社債)。
- 企業及び取引相手がコントロールできない事象を条件とする特性の影響、及び発行者がコントロールできる事象とコントロールできない事象を区別すること。例えば、以下のような商品が含まれる。
  - －保有者が死亡した場合にプッタブルである、NCIプット
  - －企業の規制上の資本の状態または規制措置を転換条件とする、条件付転換社債
- 資本間の取引の会計処理方法についてのガイダンスの欠如。
- 全体が負債に分類される金融商品の裁量による支払いの分類についてのガイダンスの欠如。

### KPMGの見解

KPMGの経験から、IAS第32号適用上の問題がある主な領域は以下のとおりである。

- 金融商品の契約条件の検討に限定される分類における「経済的強制」と「実質」の役割
- 法的要件と契約条件の相互関係
- 「真正なものでない」という概念の適用を含む、条件付決済条項
- 発行者自身の資本性金融商品で決済される契約に関する「固定対固定」(固定額の現金と固定数の資本性金融商品の交換)の原則
- 企業自身の資本性金融商品を購入する義務から生じる金融負債の総額による表示及び測定
- 決済オプション付デリバティブ契約に関する規定

IAS第32号の分類規定については、KPMG [Insights into IFRS\(第11版 2014/2015\)](#) 7.3章において広範なガイダンスが提供されている。

これらの論点は、  
様々な財務諸表利用  
者のグループ、法域  
及び企業に異なる影  
響を及ぼす

### 財務諸表利用者の個別論点

スタッフは、負債と資本の区別に関する論点により最も影響を受ける利害関係者は、財務諸表利用者のグループであると述べた。ただし、異なる財務諸表利用者はそれぞれ異なる視点を有している。

財務諸表利用者	ニーズ
投資者(または潜在的投資者)	<p>投資者は通常、以下の評価に役立つ財務諸表の情報を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 企業の将来の純キャッシュ・インフローに関する見通し</li><li>● 負債性金融商品または資本性金融商品に対する投資からの予想リターン</li></ul> <p>将来のキャッシュフローに影響を与える特性はいずれも投資者のキャッシュフローの評価に関連する。したがって、そのような特性とその影響は、財務諸表上で忠実に表現される必要がある。</p> <p>多くの類似点及び差異のある様々なタイプの請求権を二元論的に区別することは、それらすべての類似点及び差異を忠実に表現しない。これでは、財務諸表利用者が資本コストや投資の予想リターンについて誤った見積りを行ってしまう可能性がある。</p>
規制当局	規制当局は、企業の財政状態及び経営成績がどのように表現されているのか、また、それらと規制上の報告及び他の規定との相互関係に关心がある。
財務諸表作成者	財務諸表作成者は、会計規定の適用による複雑化及びコストを最小限に抑えて、できる限り忠実に自らの資本構造を表現したい。
監査人	監査人は、規定の監査可能性、負債と資本の区別の確実性、及び会計規定適用による複雑化及びコストに关心がある。

### KPMGの見解

投資者の関心がある情報は、保有する投資の性質により異なる可能性がある。例えば、普通株式の保有者は通常、優先的請求権を有する他の株式クラスのリターンがどのように決定されるかに強い関心がある。これは、優先的請求権により普通株式の配当可能額が減少するからである。負債性金融商品の保有者は、保有する請求権が株式保有者の請求権よりも優位であることから、株式クラス間のリターンの配分にはあまり関心を示さない可能性がある。ただし、負債性金融商品の債権者は、発行者が株式保有者に対して配当を行う能力がどの程度あるかに関心をもつ。これは、配当により債権者の請求を充足するための企業内の残余資源が減少するためである。

### 法域の個別論点

異なる法域で異なる資本構造が徐々に発達しており、特定の規制上の構造または法的構造は、ある法域では一般的であるが、ある法域ではそうでない可能性がある。例えば、以下のような場合がある。

- 支配持分の取得において強制的公開買付けが一般的な規制上の要件となっている法域では、買収取引に関する論点が広範となる可能性がある。

- 重要な非支配持分株主が、法的な要求ではないものの、株式を取得する際にプット・オプションを提供されることが一般的な特定の法域では、一部の企業に深刻な影響及ぼす可能性がある。
- 途上国経済における企業は、先進国の資本市場に参入するために外貨建転換社債を発行することがある。

### 企業の個別論点

スタッフは、発行されている金融商品が多種多様であること、また負債と資本の区別の基本的な性質により、多くの様々な企業が影響を受ける可能性があると述べた。例えば、以下のような場合がある。

- 金融当局による新たな資本規制の導入により、金融機関は様々な「ペイルイン」商品の取引を行っている。
- 非金融企業は、様々な理由(資本管理、税務上の理由、高利回りを求める投資家の要求等)により「混合」証券を発行している。

スタッフは、IASBが負債と資本の区別において請求権のどの特徴が関連するのかを特定して審議することを提案した

### 【IASBスタッフの提案】

スタッフは、IASBがまず初めに、負債と資本の区別において請求権のどの特徴が関連するのか特定すべきであると提案し、この特徴を特定することにより、財務諸表利用者に有用な情報を提供するために、負債及び資本の潜在的な内訳項目が必要か否かを評価するのに役立つと考えた。

スタッフは、特定の種類の金融商品にとって負債と資本の区別は重要な論点となるが、多くの請求権の分類には課題はないと言った。したがって、スタッフは、特定された課題に対する潜在的な解決策を特定するにあたり、不必要的変更を避け、意図しない結果をもたらされないよう注意することを求めた。

### 概念上の課題への対処

スタッフは、IASBが負債と資本の区別において請求権のどの特徴が関連するのか、また財務諸表利用者が評価を行うために必要とする情報について審議するよう提案した。スタッフはまた、IASBが資本の定義(及び資本の認識、測定、及び表示規定)の開発の必要性も検討するよう提案した。

### 適用上の課題への対処

スタッフは、IASBが企業自身の資本に関するデリバティブの会計処理における課題及びIAS第32号においてこれらの課題がどのように扱われているのか(特に、「固定対固定」の要件及び企業自身の資本性金融商品で償還するデリバティブにおける義務)検討するよう提案した。

スタッフは、IASBがIAS第32号の規定に関連する以下の事項を審議するよう提案した。

- 契約上の権利・義務と規制・法律との相互関係
- 形式よりも実質の優先
- 偶発事象及び制約条件
- 資本性金融商品(及び構成要素)の認識、認識の中止及び分類変更(決済、転換、失効、条件変更及びその他事象を含む)

## 【IASBの決定事項】

IASBは今回の会議において意思決定を行わなかった。ただし、ボード・メンバー個々には、スタッフが分析したIAS第32号の負債と資本の区別における主な課題、及びこれらの課題をプロジェクトの一環として対処するためのアプローチ案に合意した。

審議において、ボード・メンバーの1人は、負債と資本の両方の特徴を有する金融商品については、第3の分類(すなわち、混合分類またはメザニン分類)の導入をプロジェクトで検討すべきと提案した。この提案に対する他のボード・メンバーの反応は様々であった。提案に合意する一部のメンバーもいたが、多くのメンバーは、概念フレームワークにおける二元論的な区別の制約の中で(主に表示及び開示による)取りうる解決策の特定にプロジェクトの範囲を制限すべきと考えた。

ボード・メンバーの1人は、資本要素は一般的にそれぞれの法域において法規定や規制の影響を受けることから、資本の潜在的な内訳項目の検討は慎重に行う必要があることを強調した。

### KPMGの見解

ボード・メンバーの1人が提案した新たな3つめの分類は、負債と資本を二元論的に区別して認識する現行の概念フレームワークの変更が必要となる。現行のU.S. GAAPは、特定の金融商品(例:保有者のオプション行使時にプッタブルな持分株式)を負債と資本の間の「暫定的資本」として表示する追加の分類項目を設けている。詳細については、KPMGの[IFRS compared to U.S. GAAP](#)第7.3章を参照。

# KPMGコンタクト

## Americas

### Michael Hall

T: +1 212 872 5665

E: [mhall@kpmg.com](mailto:mhall@kpmg.com)

### Tracy Benard

T: +1 212 872 6073

E: [tbenard@kpmg.com](mailto:tbenard@kpmg.com)

## Asia-Pacific

### Reinhard Klemmer

T: +65 6213 2333

E: [rklemmer2@kpmg.com.sg](mailto:rklemmer2@kpmg.com.sg)

### 小澤 季広

T: +81 3 3548 5107

E: [toshihiro.ozawa@jp.kpmg.com](mailto:toshihiro.ozawa@jp.kpmg.com)

## Europe, Middle East, and Africa

### Colin Martin

T: +44 20 7311 5184

E: [colin.martin@kpmg.co.uk](mailto:colin.martin@kpmg.co.uk)

### Venkataramanan Vishwanath

T: +91 22 3090 1944

E: [vv@kpmg.com](mailto:vv@kpmg.com)

## 【謝辞】

本ニュースレターの主な執筆者である堀 洋彰、Sandeep Patkar及びAngie Ah Kunの努力に謝意を表します。

また、レビューであるMark Northan及びChris Spallの貢献にも謝意を表します。

## 編集・発行

### 有限責任 あづさ監査法人

#### IFRSアドバイザリー室

[azsa-ifrs@jp.kpmg.com](mailto:azsa-ifrs@jp.kpmg.com)

#### ファイナンシャルサービス本部

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年5月に発行した「IFRS-Financial Instruments Newsletter Issue 23」を翻訳したもので  
す。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[www.kpmg.com/jp/ifrs/](http://www.kpmg.com/jp/ifrs/)

IFRS金融商品ニュースレター(IFRS – Financial Instruments Newsletter)は、KPMGが提供する、IASBの金融商品プロジェクトに関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。